

介護用品クーポン券

要介護者の在宅生活を支援するため、介護用品(紙おむつ等)の購入に使用できるクーポン券を介護者に支給します。

◎対象:次の要件をすべて満たす方

- ①瑞浪市に住民票がある市民税非課税世帯(世帯全員が非課税)
- ②世帯全員の介護保険料に未納がない
- ③介護が必要な④の高齢者と同居、同一世帯で、主に介護をしている
- ④介護が必要な高齢者の要介護度が3以上(要介護3の場合は、要介護認定調査において、「排尿」または「排便」の項目が「介助」または「見守り」に該当した方に限る)

◎支給金額:申請月により支給金額が異なります

申請月	支給金額	申請月	支給金額
7月	54,000 円	12月	24,000 円
8月	48,000 円	1月	18,000 円
9月	42,000 円	2月	12,000 円
10月	36,000 円	3月	6,000 円
11月	30,000 円		

◎クーポン券で購入できるもの

- ① 大人用紙おむつ
- ② 尿取りパッド
- ③ 防水シート
- ④ 使い捨て清拭用品
- ⑤ 使い捨て手袋

クーポン券を使用できる店舗については、裏面をご覧ください。

◎申請方法

- ①高齢福祉課へ申請書を提出してください。(郵送可)
 - ②高齢福祉課にて必要な調査を行い、支給決定通知書または却下通知書を郵送します。
 - ③支給決定された方は、高齢福祉課窓口にて、クーポン券をお受け取りください。
- ※申請期間は7月1日から翌年3月中旬までです。
- ※申請は毎年必要です。広報みずなみ6月号または7月号にてご案内します。

◎クーポン券使用上の注意

- ①クーポン券の使用期限は、支給年度の3月末日までです。
- ②おつりは出ません。また、紛失等による再発行はしません。
- ③支給要件に該当しなくなった場合(世帯分離した場合、介護が必要な高齢者が入院・入所・死亡した場合、要介護度が2以下(要介護認定調査において、「排尿」および「排便」の項目が「介助されていない」に該当した要介護3の方を含む)になった場合)、クーポン券は使用できません。未使用のクーポン券は速やかに市へご返却ください。

<問合せ先>

瑞浪市役所 高齢福祉課 高齢者支援係
電話(0572)68-2117(直通)

◎クーポン券を使用できる店舗

※順不同、敬称略

名 称	住 所
伊藤薬局	寺河戸町 885-2
小松屋薬局	釜戸町 3205
服部仁慶堂薬局	寺河戸町 1193
山田薬局	陶町猿爪 390-6
フジサワ薬局 瑞浪調剤センター	北小田町 2-200
メール調剤薬局 稲津店	稲津町小里 727-4
V・drug中部薬品 瑞浪店	薬師町 3-16-3
V・drug中部薬品 瑞浪中央店	益見町 3-41
ゲンキー 瑞浪店	北小田町 3-53
ゲンキー 稲津店	稲津町小里 1390-1
いきいき健康薬局	松ヶ瀬町 1-15-2
エール調剤薬局 瑞浪店	山田町 671-12
スーパーセンターオークワ 瑞浪店	稲津町小里 1090-1
ホームセンターバロー 瑞浪中央店	益見町 3-86
カーマアットホーム 陶店	陶町大川 809-55
ナガヤ福祉用具	寺河戸町 1184-2
有限会社 つちや家具	北小田町 2-151
ベターライフケア	土岐町 6691-2
ディスカウントドラッグコスモス 瑞浪店	穂並 1-118
タルケア訪問介護事業所	益見町 2-77